

少年法の適用年齢引下げに反対する会長声明

- 1 政府与党は、「成年年齢に関する特命委員会」を設置し、少年法の適用年齢等の引下げに関し、検討を始めた。

この検討は、選挙権年齢の引下げを内容とする公職選挙法改正の議論と並行して行われてきた。そして、去る平成27年6月17日に、国会にて、選挙権年齢の18歳以上への引下げを内容とする改正公職選挙法が成立した。政府与党は、これに連動して、少年法の適用対象も、現行の20歳未満から18歳未満への引下げを企図している。「権利」を拡張したことに伴い「責任」も課すという発想である。

- 2 しかし、選挙権の年齢が引き下げられることに連動して、少年法の適用年齢を引き下げる必然性はない。

そもそも、選挙権の年齢は、民主主義の観点から議論されるべき問題である。すなわち、選挙権の年齢は、どの範囲の国民の意見を国政に反映させれば、多元的な民意の反映になるのかという観点から決せられるべき問題である。

これに対して、少年法の適用年齢は、罪を犯した若者に対してどのように国家が処遇すべきかという問題である。すなわち、少年法は、少年の健全な育成という観点から、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行い、少年の再非行を防止することを目的としている(少年法1条)。ゆえに、少年法の適用年齢は、少年の可塑性・未熟性を考慮した上で、少年の健全な育成という観点から決せねばならない問題である。

このように、選挙権の年齢と少年法の適用年齢とは、趣旨・目的を異にするものであって、一方が他方に連動するものではない。それにもかかわらず、選挙権年齢の引下げに合わせて、少年法の適用年齢を引き下げようとすることは短絡的といわざるをえない。

- 3 また、少年法の適用年齢引下げの議論がなされる背景には、①少年事件が増加・凶悪化しているとの意見がみられる。また、②少年法は少年を過剰に保護しすぎており、重大な罪を犯した少年は厳しく処罰すべきとの意見もみられる。

しかし、これらの意見は事実と異なるものであるから、少年法の適用年齢を引き下げる根拠となるものではない。

- (1) 確かに、テレビ・新聞等では「イラッとしたから」「人を殺してみたかったから」などという動機で、凄惨な事件を引き起こした少年の報道が相次いでなされることがある。

しかし、そのような凄惨な事件は、報道に上る一部の事件にすぎず、実際には、少年事件が増加・凶悪化しているという事実はない。

すなわち、警察庁生活安全局少年課が作成した少年非行情勢（平成26年1～12月）によると、刑法犯少年の検挙人員は、平成17年には12万3715人であった。しかし、平成26年には4万8361人となっている。

さらに、かかる検挙人員の減少は、単に少子化のみを原因とするものではない。つまり、刑法犯少年の人口比（人口比とは、同年齢層の人口1000人当たりの検挙人員をいう）をみても、平成17年には15.9人であったが、平成26年には6.8人となっているのである。

また、凶悪犯（殺人・強盗・放火・強姦）の検挙人員は、平成17年には1441人であった。しかし、平成26年には703人となっている。

いずれもここ10年間で半分以下に減少していることがわかる。

このように、少年事件が増加・凶悪化しているという事実は存在しない。そうであれば、不幸にして発生した一部の事件のみに殊更に着目して、少年法の適用年齢を引き下げる根拠とすべきではない。

(2) また、少年法は、少年の健全な育成という観点から、全ての少年事件を家庭裁判所に送致することとしており、検察官による起訴猶予を認めていない（全件送致主義、少年法41条及び42条）。そして、成人の事件では、比較的軽微とされ、懲役刑に至らない事件であっても、少年事件においては、少年院送致がなされる場合がある。このように、少年法の下では、少年に対し、成人と比して厳しい処分が下される場合も少なくない。

その上、少年法は、犯行時16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合には、家庭裁判所は、原則として検察官に送致しなければならないと規定する（少年法20条2項）。これは少年に対し、成人と同様に、裁判手続を経て刑事罰を科すことを前提とするものである。

このように、少年法は、少年に対し、成人よりも厳しい処分を課すこともある。その上、重大な罪を犯した少年に対しては、厳しい処罰を科すことをも前提とする。したがって、少年法が少年を過剰に保護しているという意見は事実と異なる。

(3) 以上から、上記①及び②とも、少年法の適用年齢を引き下げる根拠となるものではない。

4 そして、少年法の適用年齢の引下げは、少年の再非行防止、ひいては少年の成年後の再犯防止に重大な悪影響を及ぼす。

すなわち、少年法は、検察官による起訴猶予を認めておらず、全ての少年事件を家庭裁判所に送致することとしている。そして、少年の健全な育成という観点から、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医

学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識、特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用した調査を前提とし（少年法9条）、それを踏まえた適切な処遇を行うことによって再非行防止及び再犯防止を図ってきた。

これに対し、成人が罪を犯した場合は、刑事手続に則り処分される。しかし、現状はそのうちの多くの事件が、起訴猶予や略式命令によって早期に終了している。その結果、罪を犯した者が十分な反省の時間や更生の機会を与えられないまま手続から解放される状況にある。

ここに仮に少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げると、18歳及び19歳の少年が成人と同じく刑事手続で処分されることになる。しかし、上記の現状に照らせば、罪を犯したこれらの少年の多くが、同様に反省の時間や更生の機会を十分に与えられないまま手続から解放されてしまう。そうすると、犯罪の背景・要因となった少年の資質や環境上の問題点に関する調査・分析も不十分となる。その結果、少年の立ち直りのための手当が十分になされないままに手続が終了する。

しかし、そのようなこととなれば、少年の再非行、ひいては成年後の再犯の危険を高める結果となるのは明らかである。米国においても、「刑事裁判所に送致された少年は、少年裁判所に送致された場合より、より高い再犯リスクを有するという結論に至った」との報告が存在する（最高裁判所家庭局編「家庭裁判月報」（2009年6月号）に掲載された「アメリカ合衆国における少年事件手続の実情」参照）。

したがって、少年法の適用年齢の引下げは、少年の再非行防止、ひいては少年の成年後の再犯防止に重大な悪影響を及ぼすものである。

- 5 以上のとおり、少年法の適用年齢の引下げは理由のないものであるから、当会は、少年法の適用年齢の引下げに強く反対する。

以上

平成27年7月2日

佐賀県弁護士会
会長 江崎 匡 慶